

利尻富士町立鷺泊中学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

I はじめに

1 「いじめ」についての基本的な考え方

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめ未然防止の観点を重視し、全ての生徒をいじめに向わせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校・保護者・関係者が一体となって継続的な取組を進めていく。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。
- (3) いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点を重視するとともに、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めていく。

2 いじめの定義

- (1) いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的

- (1) いじめは、全ての生徒に関係する問題であることから、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止と豊かな心の育成をめざして、「鷺泊中学校いじめ防止基本方針」を定める。
- (2) また、本方針により生徒が、いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解し、いじめを許さない心情を育てていく。
- (3) 加えて、保護者や地域住民、その他の関係者との連携のもと、いじめ問題を克服することをめざす。

II いじめ防止等のための取組

1 未然防止

「いじめについての基本的な考え」に基づき、下記の取組を通じて未然防止を図る。

- (1) 仲間との強い絆を育む安心感と居場所のある学級づくり
- (2) よく分かり、意欲を高める授業づくり
- (3) 互いのよさや違いを認め合い、友情を育む道徳の時間・道徳教育の展開
- (4) 総合的な学習の時間を活用したふるさとに学ぶ体験活動やボランティア活動の推進
- (5) いじめ問題など子ども達が主体となって考え合う生徒会活動の推進
- (6) 感動と喜びのある学校行事の創造
- (7) 縦割り活動をもとにした全校集団づくりの展開
- (8) 情報モラル教育、携帯・スマホ教室の開催
- (9) P T A研修活動や保護者懇談会、各種通信による啓発活動

2 早期発見

いじめは、大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりしていることから、生徒の些細な変化を見逃さず丁寧な観察を行うことが必要であり、学校全体で進めていく必要がある。したがって、下記の方策をもって、早期発見に努める。

- (1) 丁寧な生徒観察を行い、全教職員での情報交換の場を意図的に設ける。
- (2) 定期的な「いじめアンケート」を実施する。
- (3) 担任との信頼関係を築き、定期的および必要に応じて「教育相談」を実施する。
- (4) 保健室と密接な連携を図り、連絡体制を確立する。
- (5) 「連絡ノート」などを活用し、保護者との情報交換に努める。
- (6) 通報、相談窓口を明示し、相談体制の整備を図る（相談できる外部機関も知らせる）。

3 いじめへの対応

いじめが確認された場合、機敏にかつ組織的に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図り、早期対応・早期解決に全力をつくす。対応の基本を下記の通りとする。

(1) 発見・通報を受けたときの対応

- ①発見者はいち早く、学年部会・生徒指導主事・管理職に情報を上げる。
- ②管理職は直ちに「生徒指導対策委員会」を開催し、必要な情報収集と対応方針を確立する。
- ③被害・加害児童および保護者の対応は、学校を上げて組織的に行う。

(2) いじめを受けた生徒への対応

- ①心身の苦痛を共感的に理解し、事実関係を把握する。
その際、いじめられた生徒にも責任があるという認識は戒める。
- ②把握した事実関係は、「委員会」で共有し、保護者との連絡にあたる。
- ③安心・安全を確保し、「絶対に守りぬく」姿勢を示す。
- ④安心して学習や生活が出来るよう環境づくりに努める。
- ⑤個人情報、プライバシーに十分配慮する。
- ⑥解決したと思われても、継続して十分な注意を払う。

(3) いじめたとされる生徒への対応

- ①事実関係を聴取し、いじめの事実の有無を確認する。
- ②確認した事実関係は、「委員会」で共有し、保護者との連絡にあたる。
- ③いじめは、「許されない行為」であることを理解させる。
- ④状況に応じて、個別指導や出席停止などの措置を行う。
- ⑤個人情報、プライバシーに十分配慮する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見て知っていた生徒にも、自分の問題としてとらえさせる。
- ②誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ③見て見ぬふりをする行為やはやし立てる行為は、いじめを助長する行為であることを理解させる。
- ④いじめ問題を考えさせ、根絶への意識を高める。

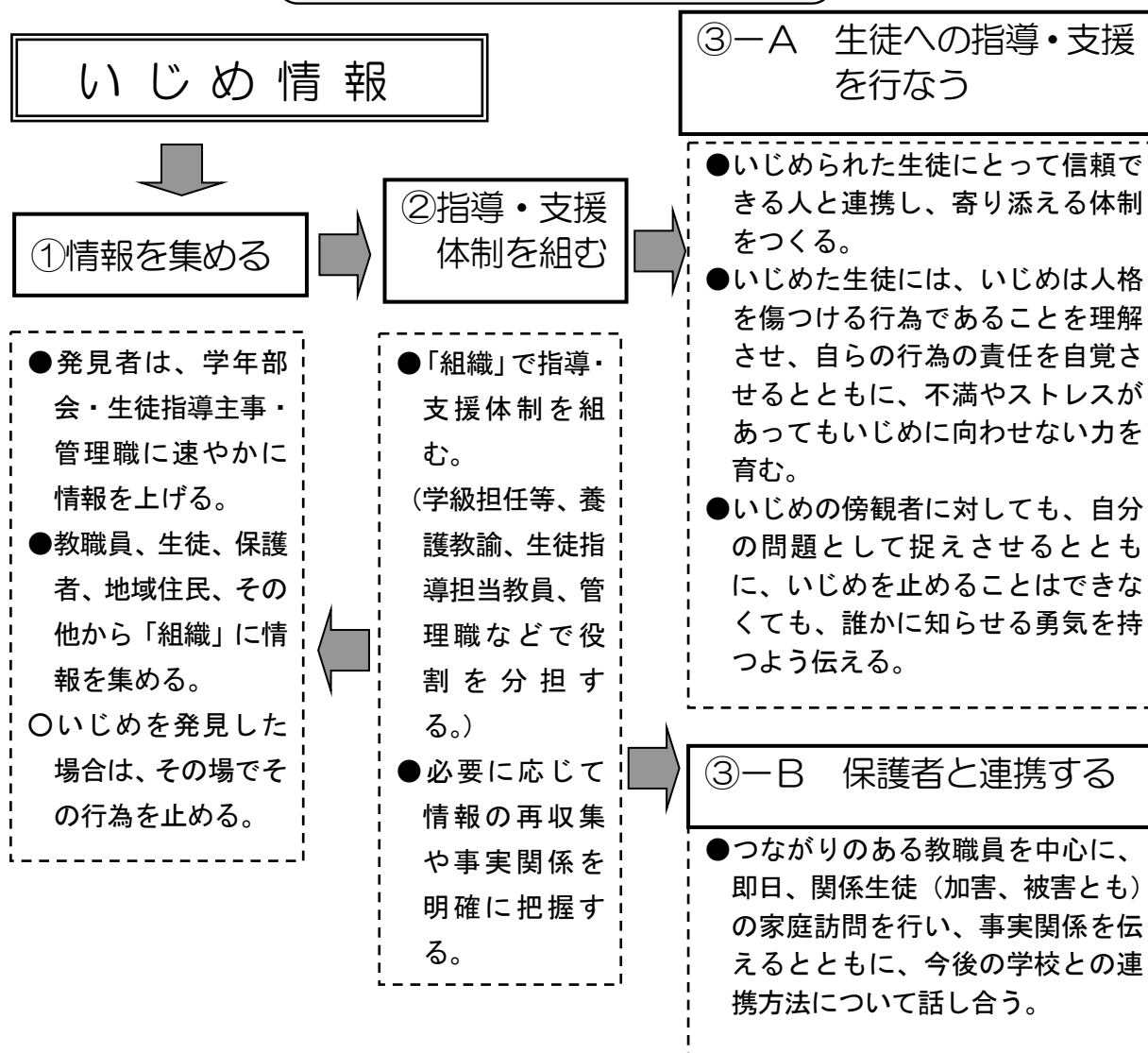
(5) 家庭との連携

- ①被害・加害生徒の保護者との対応は、原則として複数であたる。
- ②保護者からの要望などに関しては、組織的に検討することとし、期日などを明示して回答するなど誠意を持って対応にあたる。
- ③相談・連絡など対応の窓口を一本化する。

(6) 関係機関との連携

- ①いじめを確認した際は、教育委員会に速やかに報告する。
- ②状況に応じて、心理や福祉などの専門家、警察等と連携を図る。
関係機関の一覧を明確にしておく。

組織的ないじめ対応の流れ



4 ネット上のいじめへの対応

携帯やスマホなどの普及により、ネット上で、特定に生徒を中傷したり個人情報を書き込んだりするなどのいじめが増加している状況を踏まえ、下記の通り対策を講じる。

- (1) 学年に応じた情報モラル教育を行う。(道徳の時間などの活用)
- (2) 携帯・スマホ教室の実施
- (3) 保護者に対するフィルタリング啓発活動
- (4) PTA研修会等での学びあい
- (5) ネットパトロール
- (6) 法務局・警察などとの連携

5 教職員研修等

学校におけるいじめの未然防止や早期発見・早期対応が適切に行われるよう、教職員の資質向上を図る。

- (1) 計画的な校内研修の中に「いじめ防止」の内容を組み込む
- (2) 利尻島教育研究会の活動や中高連携協議会の中で情報交流と学習を行う機会を設ける

- (3) 町内の生徒指導連絡協議会での情報交換
- (4) 局が主催する生徒指導研究協議会の還流
- (5) 各種研究会・研修会の還流

6 年間計画

学校におけるいじめの未然防止や早期発見・早期対応が適切に行われるよう、年間を通じて計画的に行い、実践検証が図られるよう、より実効性の高い取組を展開する。

月	主な行事予定	未然防止	早期発見	ネットいじめ	教員研修	検証計画
4	入学式	学級づくり 道徳(以降随時)		ネットパトロール (以降毎月) 情報モラル教室	校内研修 (以降随時)	
5	教育相談		教育相談		生徒指導連絡 協議会	
6	運動会		アンケート			アンケート
7	夏休み前集会	夏休みの指導	三者面談			学校評価
8	夏休み明け集会 観劇					
9	修学旅行 前期終業式					
10	後期始業式 学校祭					
11	教育相談		教育相談 三者面談 アンケート			アンケート
12	冬休み前集会	冬休みの指導		インターネット 安全教室	生徒指導連絡 協議会	学校評価
1	冬休み明け集会					
2			アンケート			
3	卒業式 修了式	春休みの指導				

III いじめの防止等の対策のための組織

1 役割

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- (2) いじめの相談・通報窓口
- (3) いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (4) いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対策案の作成

2 組織

- (1) 名称 「生徒指導対策委員会(いじめ防止委員会)」

(2) 構成員

委員長：校長～委員会を統括する

事務局長：教頭～委員会運営の中心的な役割を担い、保護者との窓口・対応の責任を担う。

次長：生徒指導主事～事務局長の指導のもと、情報収集・分析、対応方針等を提起する。

委員：当該担任～指導部長の指導のもと、生徒の指導、保護者の対応を行う。

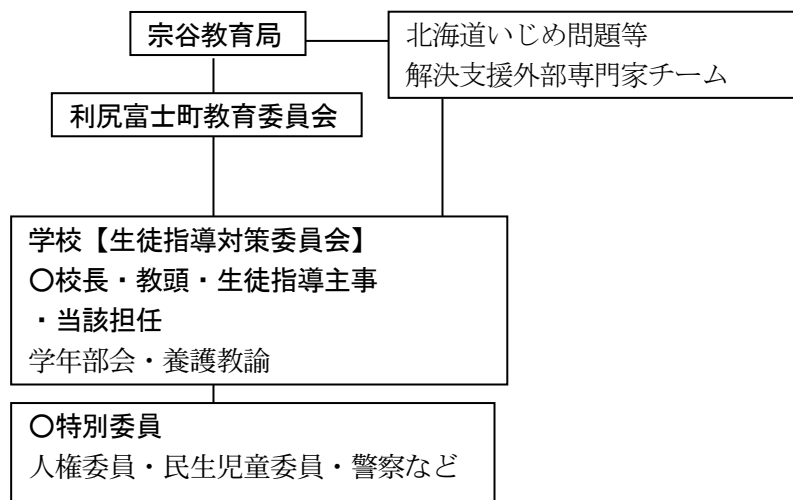
(学年部会～該当担任と同じ。)

養護教諭：必要な情報の提供、対応方針の補強を行う。生徒・担任のフォローにあたる。

特別委員：必要に応じて、人権委員・民生児童委員・警察などの外部専門家の参加要請を行い、委員会機能を強化する。

その他：深刻かつ重大な事態の場合は、宗谷教育局の指導の下、「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の支援を要請する。

(3) 組織図



IV 重大事態への対応

1 重大事態発生時の対応の基本

(1) 重大事態が発生した際は、速やかに教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指導及び支援のもと、組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 重大事態の押さえ

①いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

(3) 重大事態対応フロー図（別紙）

V その他（参考資料等）

- 1 早期発見に向けたチェックリスト
- 2 重大事態対応フロー図
- 3 チーム学校による生徒指導の全体イメージ（生徒指導提要より）

早期発見に向けたチェックリスト（学校用・家庭用）

- いじめの早期発見に向けて、以下の視点で児童生徒を観察し、児童生徒が発信する小さなサインを見逃さないようにしましょう。気になる児童生徒の情報は、「学校いじめ対策組織」に報告しましょう。

【学校用】

いじめの早期発見のためのチェックリスト

記入日：令和 年 月 日

記入者：

次の項目に当てはまる児童生徒がいる場合には、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

- 遅刻・欠席・早退が増えた。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。・・・・〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。・・・・〔 〕
- 教職員の近くにいたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 交友関係が変わった。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。・・・・・・〔 〕
- 表情が暗く（さえず）元気がない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。・・〔 〕
- 体に擦り傷やあざができてることがある。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

授業や給食の様子

- 教室にいつも遅れて入ってくる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 発言したり、ほめられたりすると冷やかしかからかいがある。・・・・・・〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。・・・・・・・・・・・・〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

放課後の様子

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 一人で下校することが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 部活動の話題を避ける。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

- いじめの早期発見のため、保護者にチェックリストを配付し、児童生徒の様子を観察してもらいましょう。また、保護者からチェックリストの結果について相談があった場合は、保護者の話を傾聴し、状況把握に努め、「学校いじめ対策組織」に報告しましょう。

【家庭用】

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずといってよいほど兆候がみられます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服のよごれや破れ、からだにあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出しなくなる。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。

持ち物の変化

- 持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メール（SNSなど）を気にする。
- いじめの話をするとう強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする。

子どもの様子が気になったら、連絡してください。子どもの状況を共有しましょう。

鴛泊中学校 ☎ 82-1092 利尻富士町教育委員会 ☎ 82-1370

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

チーム学校による生徒指導の全体イメージ

学校教育の目的

人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成〔教育基本法第1条〕

学校教育の目標

第1号 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養う〔教育基本法第2条第2号〕 第3号 第4号 第5号

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動

生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること

児童生徒に獲得させる力

自己指導能力

児童生徒が、深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力

生徒指導の重層的支援構造
生徒指導の実践上の視点

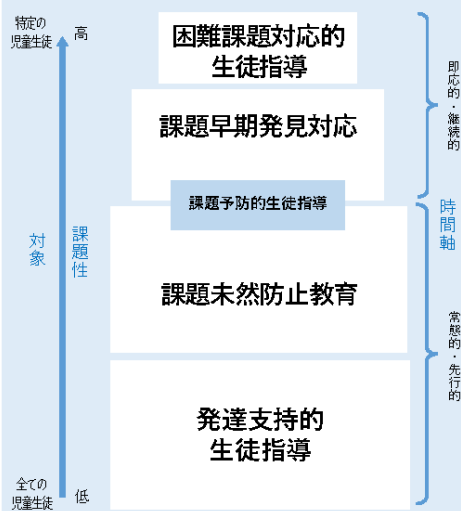
実践上の視点

主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感させ、自己指導能力の獲得を支える生徒指導

- 自己存在感の感受
 - ・ 自己存在感の実感
 - ・ 自己肯定感や自己有用感の獲得
- 共感的な人間関係の育成
 - ・ 自他の個性の尊重
 - ・ 相手の立場に立って考え、行動できる態度の育成
- 自己決定の場の提供
 - ・ 自ら考え、選択し、決定（発表等）
 - ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現
- 安全・安心な風土の醸成
 - ・ 個性や多様性の認め合い
 - ・ 安心して学校生活を送れる風土の醸成

重層的支援構造

時間軸、課題性（高い・低い）、生徒指導の対象となる児童生徒の範囲から成る4層の重層的支援構造



集団指導と個別指導

ガイダンスとカウンセリング

チーム支援による組織的対応

生徒指導の方法

児童生徒理解〔生徒指導の基本〕

- ・ 複雑な心理・人間関係の理解
- ・ 観察力と専門的・客観的・共感的理解
- ・ 児童生徒、保護者と教職員による相互理解

児童生徒を総合的に理解

生徒指導の基盤

〔教職員集団の同僚性〕
受容的・支持的・相互扶助的な人間関係 等

〔生徒指導マネジメント〕
PDCAサイクルによる取組

〔家庭や地域の参画〕
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の活用